

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道48号及び市道広瀬通1・2号線	9時～20時
市道青葉通線	9時～20時
市道愛宕上杉通1・2号線	9時～20時
市道駅前通線	9時～20時

◎重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道286号及び県道仙台泉線	9時～20時
国道45号	9時～20時
市道定禅寺通線	9時～20時
市道南町通線及び市道西公園線	9時～20時
市道晩翠通線	9時～20時
市道片平五橋通線	9時～20時
市道定禅寺通宮町線	9時～20時

重点地域

◎最重点地域

地域	重点時間帯
国分町周辺	9時～20時
仙台駅前周辺	9時～20時

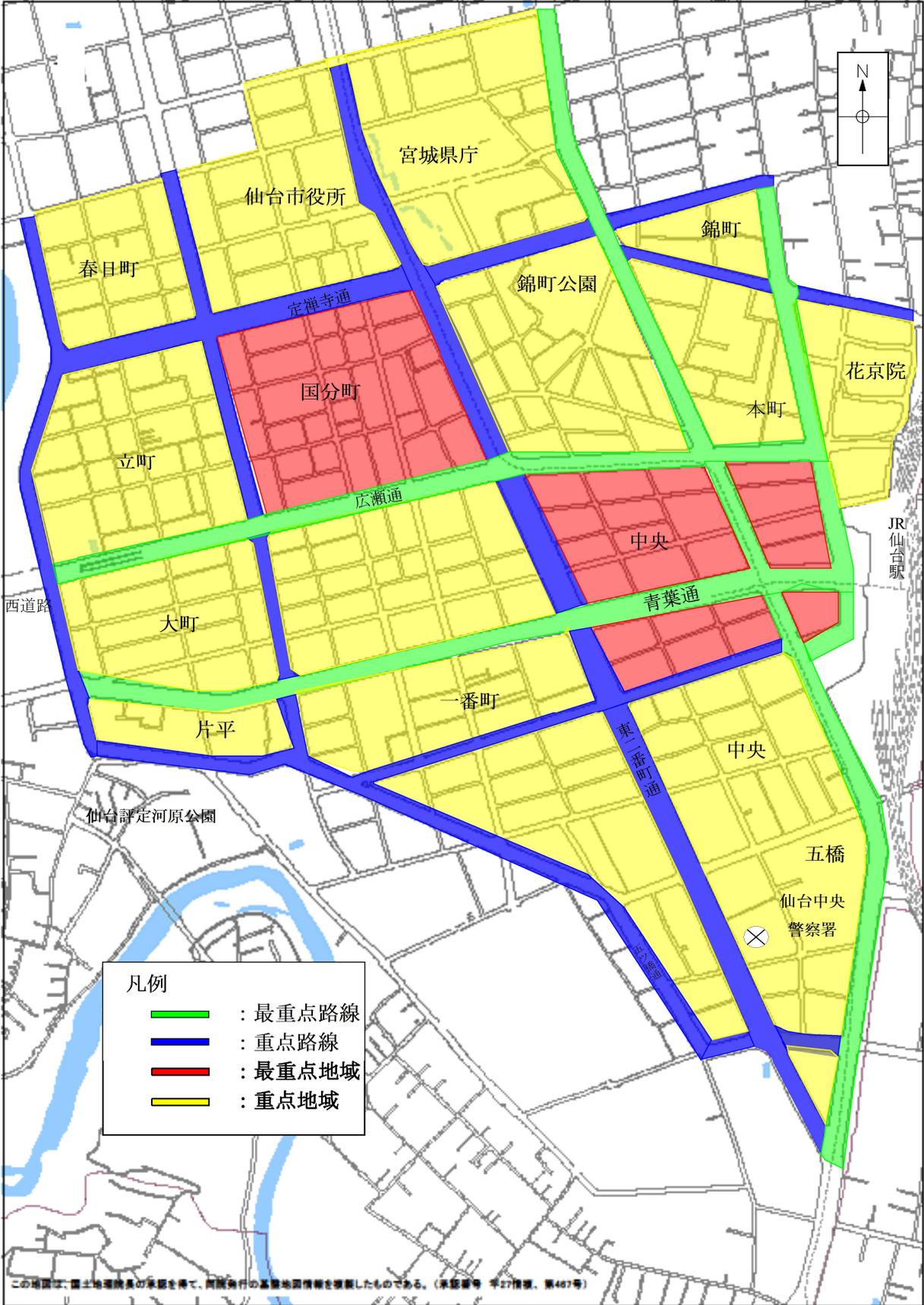
◎重点地域

地域	重点時間帯
管内全域（市内中心部）	9時～20時

◎自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
仙台市自転車放置防止条例に基づく放置禁止区域	9時～20時

仙台中警察署駐車監視員活動ガイドライン

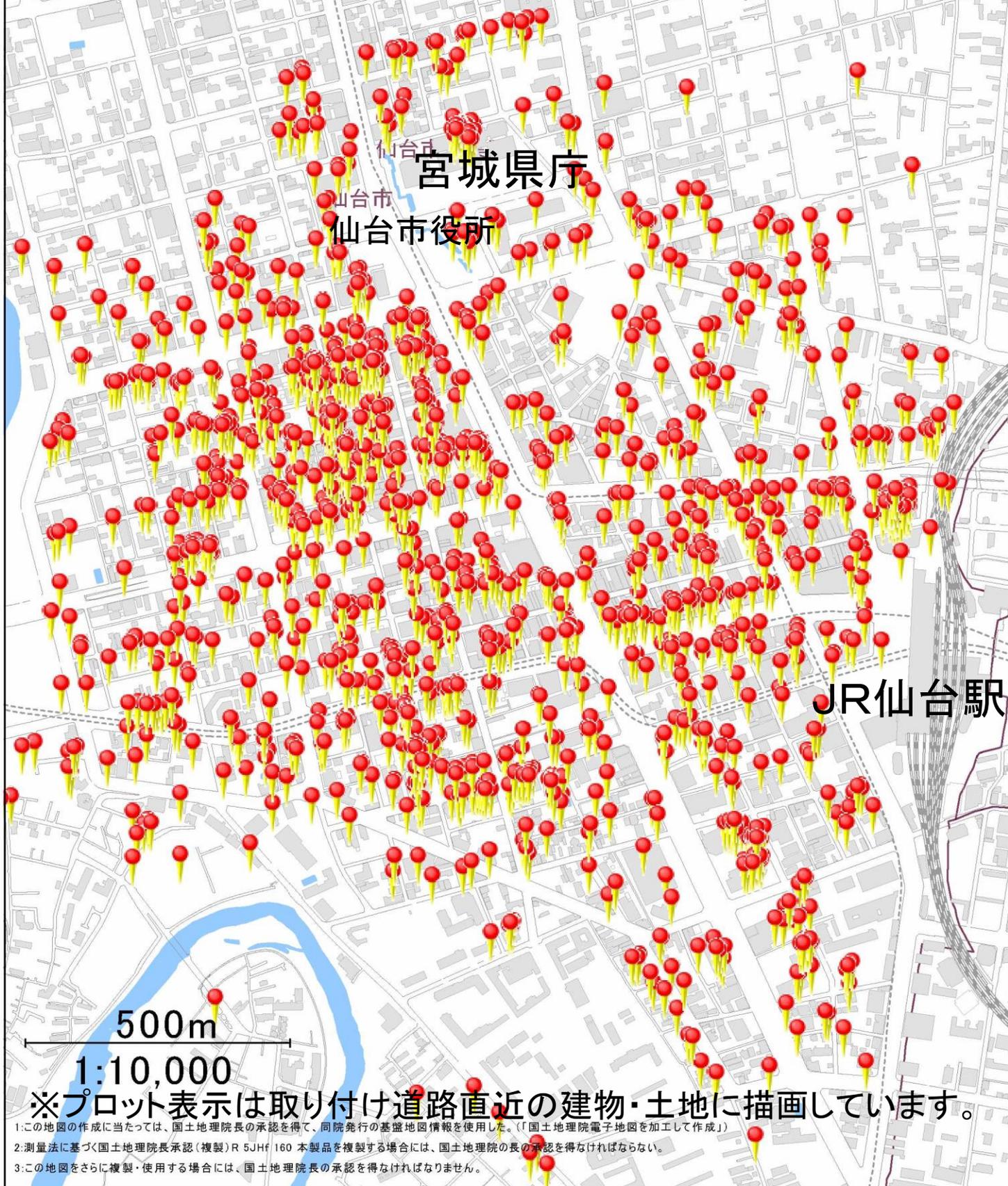


この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用したものである。(承認番号 平27情報、第467号)



違法駐車確認標章取付け状況

令和6年 仙台中央警察署 2,251件



※プロット表示は取り付け道路直近の建物・土地に描画しています。

1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2:測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 160 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

3:この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。